

**広島市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対する
サービス継続支援事業費補助金交付要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている障害福祉サービス等事業所及び障害者支援施設等（別表に掲げる事業を行う事業所及び施設。以下「障害福祉サービス等事業所等」という。）が関係者との緊密な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービス等の提供時では想定されない、かかり増し経費等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業者等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和3年4月13日付け障発0413第1号。以下「国要綱」という。）及び広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象等)

第2条 この補助金の対象は、以下の各号に定める事業とし、各事業の対象となる施設・事業所、対象経費及び補助金の交付額は、別表に掲げるとおりとする。

- (1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業
- (2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業
- (3) 通所系サービスによる安否確認等実施支援

2 補助金の交付額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請は、市長が定める日までに、前条第1項の各号に定める事業の区分に応じた所定の補助金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）その他関係書類を市長に提出することにより行わなければならない。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、規則第6条第1項各号に定める条件のほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金は、補助事業の経費に充てること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具その他の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間内においては、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 第2条第1号及び第2号に定める事業については、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、所定の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに

市長に提出すること。なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(6) 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

(7) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために必要と認める条件。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、第3条の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、補助金の交付等を決定したときは、申請者に対し、決定通知書（様式第4号又は様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、速やかに補助金の交付等を行うものとする。

（暴力団の排除）

第6条 市長は、補助金の交付を受けようとする事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金等の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付等を受けた者があるときは、その者から、当該補助金等の一部又は全部を返還させることができる。

（委任規定）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月13日から施行する。

別表（第1条関係）

補助事業	補助対象施設・事業所	補助金の交付額等	
		基準額及び対象経費等	交付額
(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業	<p>本市の区域内に存する次に掲げる施設・事業所であって、国要綱の規定に該当するもの （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号））</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 療養介護事業所 2 生活介護事業所 3 短期入所事業所 4 自立訓練（機能訓練）事業所 5 自立訓練（生活訓練）事業所 6 就労移行支援事業所 7 就労継続支援A型事業所 8 就労継続支援B型事業所 9 就労定着支援事業所 10 障害者支援施設 11 共同生活援助事業所 12 居宅介護事業所 13 重度訪問介護事業所 14 行動援護事業所 15 同行援護事業所 	<p>国要綱「障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業」の規定による。</p>	<p>総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額と基準額と対象経費の実支出額とを比較して最も少ない額。ただし、国庫補助金の交付決定額の範囲内とする。</p>
(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 16 自立生活援助事業所 17 計画相談支援事業所 18 地域移行支援事業所 19 地域定着支援事業所 <p>（児童福祉法（昭和22年法律第164号））</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童発達支援事業所 2 医療型児童発達支援事業所 3 放課後等デイサービス事業所 4 福祉型障害児入所施設 5 医療型障害児入所施設 6 保育所等訪問支援事業所 	<p>国要綱「障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業」の規定による。</p>	<p>総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と基準額と対象経費の実支出額とを比較して最も少ない額。ただし、国庫補助金の決定額の範囲内とする。</p>

	<p>7 居宅訪問型児童発達支援事業所 8 障害児相談支援事業所</p>		
<p>(3) 通所系サービスによる安否確認等実施支援</p>	<p>本市の区域内に存する次に掲げる事業所であって、令和3年4月1日以降、事業所が休業し(※1)、又は利用者(※2)がサービスの利用を休止した場合(※3)において、サービス利用に係る利用者負担金の支払について利用者の同意が得られないことを理由に介護給付費等報酬算定の対象とせず、事業者の負担により電話等による安否確認等(※4)を行ったもの (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号))</p> <p>1 生活介護事業所 2 自立訓練(機能訓練)事業所 3 自立訓練(生活訓練)事業所 4 就労移行支援事業所 5 就労継続支援A型事業所 6 就労継続支援B型事業所 (児童福祉法(昭和22年法律第164号))</p> <p>1 児童発達支援事業所 2 医療型児童発達支援事業所 3 放課後等デイサービス事業所</p>	<p>利用者1人につき1回当たり2千円。</p>	<p>基準額に実施日数を乗じた額。 ただし、各月の上限は、各利用者の支給決定された通所回数範囲内、かつ月当たり10回を上限とする。</p>

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事業所が本市から休業要請を受けて休業した場合又は自主的に休業した場合。

※2 本市において支給決定を受け、補助対象となる事業所と利用契約を締結してサービスを利用していた者。

※3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、利用者がサービスの利用を自主的に休止した場合。

※4 「電話等による安否確認等」とは、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度について電話等により確認し記録した場合で、利用者の同意があれば介護給付費等算定の対象となるものをいう。